

## 公益財団法人静岡県グリーンバンク個人情報保護規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人静岡県グリーンバンク（以下「グリーンバンク」という。）が定める個人情報の保護に関する基本方針に従い、個人情報の取り扱いに関する基本事項を定めることにより、事業を適正に実施するとともに、個人情報を適切に保護・管理することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、グリーンバンクの役員、評議員及び職員に対して適用する。

(定義)

第3条 この規程において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 個人情報

生存する個人に関する情報で、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人が識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）をいう。

(2) 個人情報データベース等

個人情報を含む情報の集合で、次に掲げるものをいう。

- ア 特定の個人情報を、コンピューターを用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- イ 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの

(3) 個人データ

個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

(4) 本人

当該個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(5) 個人情報管理者

理事長に指名された者で、個人情報の保護・管理に関する責任と権限を有する者をいう。

(個人情報の守秘義務)

第4条 この法人の役員、評議員及び職員は、個人情報の秘密の保持に十分注意を払い、漏洩等をしてはならない。その職務を退いた後においても、同様とする。

2 グリーンバンクより、委嘱又は依頼を請けた者が、グリーンバンクの業務に従事する場合には、当該従事者は、この規程を遵守しなければならない。

(個人情報管理責任者)

第5条 個人情報管理責任者は、専務理事とする。

2 個人情報管理責任者は、この規程等の適正な実施及び運用を図り、個人情報が外部に

漏洩したり、不正に使用されたり、或いは改ざんされたりすることと等がないように管理しなければならない。

3 個人情報管理責任者は、前項の目的を達成するために必須な体制の整備等を行うものとする。

(個人情報の取得)

第6条 個人情報は、偽りその他不正な手段により取得してはならない。

2 個人情報の取得は、グリーンバンクが行う事業の範囲内に限り、且つ、予め利用目的を明確に定め、その目的の達成に必要な限度において行うものとする。

(取扱いに際しての利用目的の公表、通知等)

第7条 個人情報管理責任者は、個人情報を取得する場合、予め理事長が別に定める「個人情報保護に関する基本方針」をグリーンバンクのインターネットホームページに掲示するものとする。

2 個人情報管理責任者は、個人情報を取得した場合は、速やかにその利用目的を本人に通知し、又は公表しなければならない。但し、次の各号の場合を除く。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利を害するおそれがある場合
- (2) グリーンバンクの権利等を害するおそれがある場合
- (3) 国の機関等に協力する場合
- (4) 利用目的が明らかであると認められる場合

(直接本人から書面等により取得する場合)

第8条 個人情報管理責任者は、前条の規定にかかわらず、本人から書面で直接個人情報を取得する場合、本人（本人が未成年の場合はその保護者。以下「本人等」という。）に対して、予め個人情報の利用目的を明示しなければならない。

2 個人情報責任者は、前条の規定にかかわらず、本人以外の第三者から間接的に個人情報を取得する場合、本人等の同意を得なければならない。

(利用目的による制限)

第9条 予め本人等の同意を得ないで、グリーンバンクが特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を利用してはならない。

(第三者提供の制限)

第10条 法令で定める場合を除き、個人情報は第三者に提供してはならない。

2 前項の規程にかかわらず、グリーンバンクの業務を遂行するために当該業務等の一部又は全部を第三者に委託する必要がある場合には、次に掲げる条件を満たす業務委託先に関し、本人等が事前承諾した利用目的の範囲内において個人情報を当該業務委託先に対して提供できるものとする。

- (1) 社会通念上相当な事業活動を営む者であること
- (2) 個人情報の保護に関し、この規程と同等以上の規程を有し、且つ、その適切な運用及び実施がなされている者又は個人情報の適正な管理を行う能力を有し、この規程を遵守す

ることが確実と見込まれる者であること

3 本条第2項の規定に従い、個人情報を取り扱う業務を第三者に委託した場合は、その取り扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対して適時、確認・指導するものとする。

(個人情報の正確性の確保)

第11条 個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲内において、正確且つ最新の状態で管理するものとする。

(安全管理)

第12条 個人情報管理責任者は、その取り扱う個人データの漏洩、滅失、改ざん、毀損、不正アクセスの防止等、個人情報の安全管理のために、必要且つ適切な措置を講ずるものとする。

(役職員等の監督)

第13条 個人情報管理責任者は、安全管理が図られるよう、個人情報等を扱う役職員等に対し、継続的且つ定期的に個人情報に関する指導を行うものとする。

(個人情報等の消去・廃棄)

第14条 保有する必要がなくなった個人情報等については、直ちに消去・廃棄しなければならない。

(報告及び調査義務等)

第15条 役職員等は、個人情報が外部に漏洩していることを知った場合又はそのおそれがあると気づいた場合は、直ちに個人情報管理責任者に報告しなければならない。

2 個人情報管理責任者は、報告を受けた場合には、直ちに事実関係を調査しなければならない。

(危機管理対応)

第16条 個人情報管理責任者は、前条に基づく事実関係の調査の結果、個人情報が外部に漏洩していることを確認した場合は、漏洩の対象となった本人に対する対応を行うとともに、被害拡大防止のための措置及び再発防止策を講じなければならない。

(開示等に関する権利)

第17条 本人から保有個人データについて開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止又は消去、第三者への提供の停止等を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応じるものとし、訂正又は削除を行った場合は、可能な範囲で当該個人情報の受領者に対して通知するものとする。

(苦情及び相談)

第18条 グリーンバンクの個人情報に関する苦情及び相談は事務局長が受け付けて対応するものとする。

(委任)

第19条 この規程の運用に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(改廃)

第 20 条 この規程の改廃は、理事会において行う。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。